

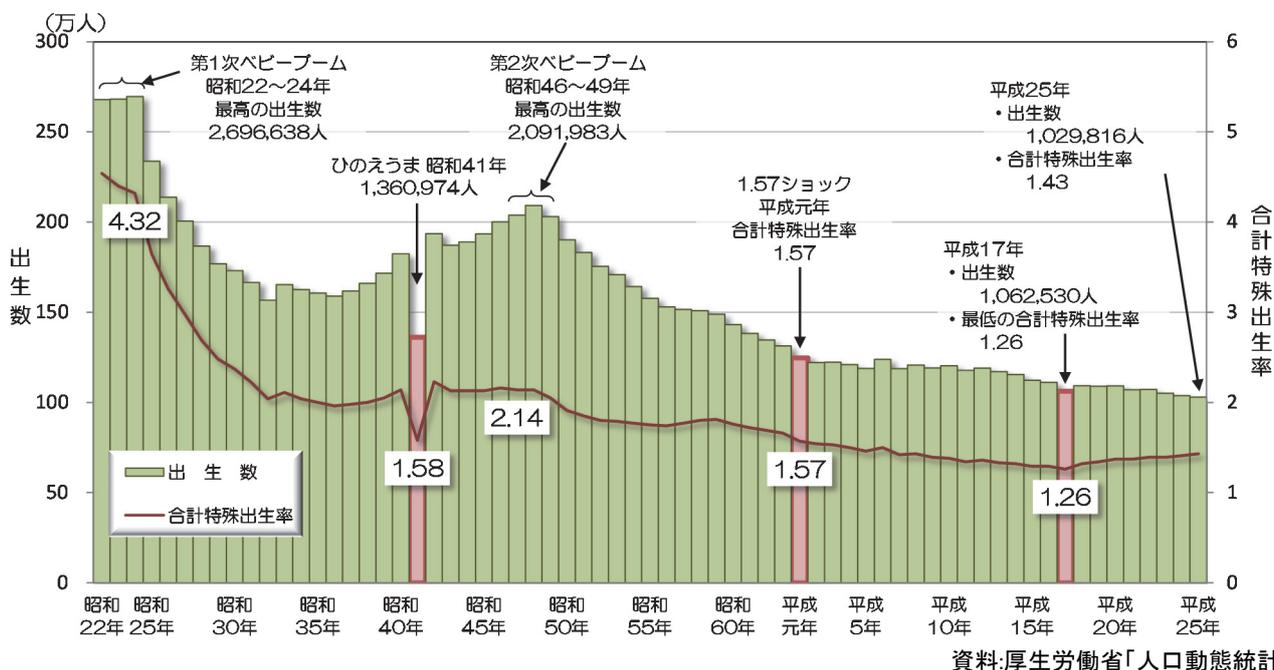
計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成2年の「1.57ショック」¹を契機として少子化対策が国全体の課題として認識されたことにより、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年に「新エンゼルプラン」が策定され、さまざまな少子化対策が行われてきました。平成15年7月には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

過去20年以上にわたり様々な少子化対策が行われてきましたが、少子化は依然として進んでいます。

図表 1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



¹ 1.57ショック：1989（平成元）年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

平成 17 年には合計特殊出生率²が 1.26 まで低下し、出生数が死亡数を下回る人口減少社会に突入しました。平成 18 年以降、合計特殊出生率はわずかな上昇に転じ、平成 25 年に 1.43 となったものの、長期的な少子化の傾向は継続しており、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率³を大きく下回っています。

近年、子どもの育ちや子育てを取り巻く状況は変化し続けています。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母等から日々の子育てに関する支援を受けることが困難な状況となっています。また、女性の活力による経済社会の活性化の観点からも、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備がより一層求められています。

このような中、子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成 24 年 8 月に、幼稚園、保育所、認定こども園等を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」⁴が制定されました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行されます。この子ども・子育て支援新制度は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすとの考えを基本として、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、平成 10 年度に「大和市児童育成計画」、平成 16 年度に「大和市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 21 年度に「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）では「子どもが健康で笑顔あふれるまち・やまと～みんなで支える子育て・子育て～」を基本理念とし、各種の施策・事業を推進してきました。

子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性や、子ども・子育て支援に対する利用希望を把握して、計画的に支援体制の整備を行うこととなります。本市においても、子ども・子育てをめぐる環境は変化し続けており、新たな制度の下、子どもの育ちと子育て家庭を支える取り組みをより一層推進していきます。

² **合計特殊出生率**：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。

³ **人口を維持するのに必要な合計特殊出生率**：内閣府経済財政諮問会議専門調査会の「選択する未来」委員会の中間整理（平成 26 年 5 月）によれば、現在の死亡率の水準を前提とした場合、人口を長期的に一定に保つことが可能となる合計特殊出生率の水準はおおむね 2.07 とされている。

⁴ **子ども・子育て関連 3 法**：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

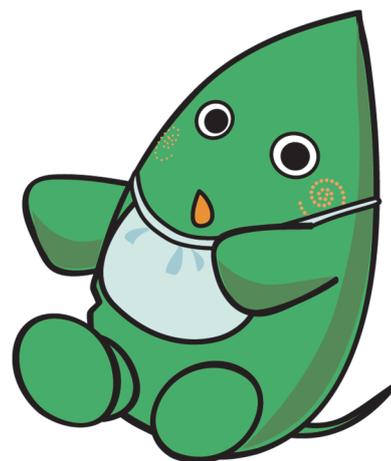
大和市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」⁵をふまえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。

子ども・子育て支援法 第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画

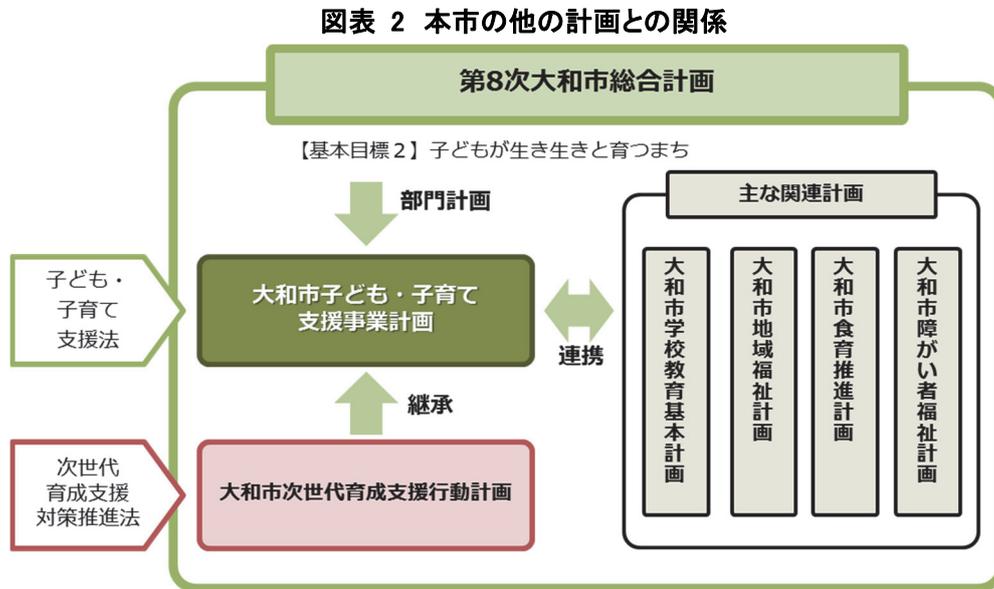
平成27年3月を期限とする「次世代育成支援対策推進法」が、平成37年3月まで10年間延長され、同法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」の策定は任意計画となりました。しかしながら、「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により各種の施策・事業が行われていることから、子ども・子育て支援事業計画は、同計画の取り組みを引き継ぐ計画として、位置づけます。



⁵ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針：正式名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(3) 他計画との関係

本計画の推進により、上位計画である「第8次大和市総合計画」の基本目標「子どもが生き生きと育つまち」の実現を図ります。また、「大和市地域福祉計画」や「大和市学校教育基本計画」など、市で実施している関連する計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

図表 3 計画の期間

平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
大和市次世代育成支援 行動計画（前期計画）					大和市次世代育成支援 行動計画（後期計画）									
									計画の評価					
									調査 策定		大和市子ども・子育て 支援事業計画			

4 計画の策定経緯

本計画は、子育ての当事者など計画の対象者、子育て支援事業の関係者、教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の調査、検討を経て策定しています。

(1) 子どもを持つ世帯へのニーズ調査

本市の幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、0～5歳の就学前児童のいる市内3,000世帯を対象としたニーズ調査を行いました。調査については、全体で2,072世帯から回答があり、回収率は69.1%でした。回収後、調査結果を分析し、子ども・子育て支援事業のニーズ量の算定を行いました。

実施期間：平成25年11月15日（金）～11月29日（金）

(2) 子育て世帯へのインタビュー

ニーズ調査を補完する調査として、母子家庭の世帯、障がいのある子どものいる世帯、未就園児のいる世帯、外国人市民のいる世帯、妊婦のいる世帯に対するグループインタビューを行いました。

実施期間：平成26年4月27日（日）～5月23日（金）

(3) 子ども・子育て関連施設へのヒアリング

ニーズ調査を補完する調査として、小学校、幼稚園、公立認可保育所、私立認可保育所、認定保育施設、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館、つどいの広場（こども～る）、主任児童委員に対して、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や課題についてヒアリングを実施しました。

実施期間：平成26年5月1日（木）～5月16日（金）

(4) 市立小学校の児童の保護者へのアンケート調査

全市立小学校19校の全児童の保護者を対象に、アンケート形式で放課後児童クラブ運営についての調査を行いました。各校の合計で6,291人から回答があり、回収率は54.5%でした。この調査結果を分析し、放課後児童クラブのニーズ量の算定を行いました。

実施期間：平成25年6月10日（月）～6月17日（月）

(5) 中学生、高校生へのアンケート調査

次代の親世代となる中学生・高校生の日常生活の様子や考え方を把握し、計画策定に役立てることを目的として、アンケート調査を実施しました。市内の全中学校 10 校、高校 6 校を対象に郵送アンケート形式で調査を行い、すべての学校から調査票を回収し、合計 529 人の回答を得ました。

実施期間：平成 26 年 5 月 9 日（金）～5 月 30 日（金）

(6) 地域説明会やパブリック・コメントによる市民意見の反映

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、地域説明会やパブリック・コメントを実施しました。

地域説明会実施期間：平成 26 年 8 月 14 日（木）～8 月 22 日（金）

パブリック・コメント実施期間：平成 26 年 12 月 10 日（水）～平成 27 年 1 月 9 日（金）

(7) 大和市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「大和市子ども・子育て会議」を設置し、幼児期の教育・保育の提供体制のあり方等、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

